

令和4年 [redacted] 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第 [redacted] 号 違約金支払請求事件

口頭弁論終結日 令和3年 [redacted] 日

判 決

5

[redacted]
原 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士
[redacted]

10

被 告

同訴訟代理人弁護士

[redacted]
徳 本 俊 二

主 文

- 1 被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する令和2年11月6日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 15 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その4を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する令和2年11月6日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25 本件は、原告が、その運営する予備校の受講生であった被告が教材を第三者に譲渡した行為は受講規約に違反しているとして、被告に対し、受講規約に定められた違約金500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和2年1

1月6日から支払済みまで平成29年法律第45号による削除前の商法514条所定の年6分の割合による金員の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実（証拠等により認定した事実には、末尾に証拠等を掲げる。）

(1) 原告は、[redacted] 受験を目的とした [redacted] 予備校（以下「本件予備校」という。）の運営等を目的とする株式会社である。

(2) 被告は、平成27年10月31日、原告に対し、本件予備校の講座である「[redacted]」(以下「本件講座」という。)の受講を申し込み、受講料26万8030円（1万円の割引後の額。税込。）を支払って、本件講座の受講契約（以下「本件受講契約」という。）を締結した（甲3、弁論の全趣旨）。

(3) 原告は、本件予備校の講座の受講を申し込む際の規約として、以下の内容を定めている（以下、この規約を「本件規約」という。）。（甲2）

ア 解約・返金について（第3項1号）

① 本件予備校の講座は、全額返金保証制度により、テキスト到着後5日以内であれば、受講生からの申出によって解約・返金する。

② 原則として、受領済み受講料の全額を返金するが、返金処理費用（テキスト送料、銀行振込手数料、入会金）は、受講生の負担とする。返金前に既に指導を受けている場合は、担任指導料は返金対象にならない。

③ 解約後、テキスト等の送付物は3日以内に返却するものとする。その日数を超えた場合、全額返金保証制度の適用を除外する。

④ 全額返金保証制度の利用者は、本件予備校への今後一切の申込みを行えない。

イ 禁止事項及び罰則について（第8項）

① 本件予備校が受講生に提供する教材及び情報（テキスト、メールマガジン、資料、授業コンテンツ等。以下「本件予備校教材」という。）に関する著作権、商標権等の一切の権利は、本件予備校に帰属する（2号）。

② 本件予備校教材は、著作権法で定める個人の私的目的以外に使用することはできない（3号）。

③ 受講生又は第三者が本件予備校の許諾を得ないで本件予備校教材を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、再利用することは、いかなる方法においてもできない（4号。以下「本件譲渡禁止条項」という。）。

④ 配信授業、セミナー等において受講内容等を収録（録画、録音等）することはできない（5号）。

⑤ 上記に違反した場合は、直ちに差止めを求め、退会処分とする。当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受ける。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権法）を取る。（6号。以下「本件違約金条項」という。）

(4) 原告は、平成27年11月9日、被告に対し、本件受講契約に基づき、別紙教材目録記載の本件講座の教材（以下「本件教材」という。）を送付した。

(5) 被告は、令和2年5月1日、株式会社メルカリが運営するインターネットフリーマーケットサービスである「メルカリ」（以下、単に「メルカリ」という。）において、「 」という出品者名で、本件教材を5つに分けて出品した（甲4ないし8）。

しかし、メルカリの当該出品ページのコメント欄に、本件規約に違反している旨のコメントがされたことを受けて、被告は、当該出品を全て取り消した。

(6) 被告は、令和2年5月6日、本件教材を5つに分けて再びメルカリに出品し、この内2つにつき、譲渡が成立した（以下「本件譲渡」という。甲9ないし15）。

(7) 被告は、原告から電話で本件教材の出品が本件規約違反である旨を伝えられ、譲渡が成立していなかった残り3つの本件教材の出品を取り消した。

(8) 被告は、令和2年5月22日、出品者名を「 」に変更した上で、譲渡が成立していなかった残り3つの本件教材をメルカリに出品した（甲15ない

し18)。

(9) 原告は、令和2年7月20日、被告に対し、本件譲渡が本件規約に違反すること、違約金の一部である80万円の支払によって示談を検討できることなどを記載した内容証明郵便を送付した(甲19)。

5 2 争点

- (1) 本件譲渡禁止条項の有効性
- (2) 本件譲渡禁止条項違反の有無
- (3) 本件違約金条項の有効性

3 争点に関する当事者の主張

- 10 (1) 争点(1)(本件譲渡禁止条項の有効性)について
(被告)

ア 本件教材は、役務提供契約である本件受講契約における原告の役務提供義務に付随するものとして、被告が対価を支払って適法に取得した物品である。このように著作権者である原告と被告との間で本件教材の譲渡が適法になされた以上、その著作権(譲渡権)は消尽し(著作権法26条の2第2項)、その後の譲渡行為は、著作権(譲渡権)侵害にはならず、被告は、本件教材を自由に処分(譲渡)する権利を有する。

15

他方で、本件教材は安価に市販されている他社の書籍と同程度の陳腐な内容にすぎず、本件教材が譲渡されることによって原告の営業上の利益が害されるわけではないから、原告と被告との間の特約(規約)による債権的効力として譲渡を禁止することに合理性がない。

20

したがって、本件譲渡禁止条項は、消費者である被告の利益を一方向的に害するから、消費者契約法10条に反し、無効である。

イ なお、原告は、本件教材は貸与したものであると主張するが、本件予備校は教材を配布し、その解説講義の録画ビデオを受講生に配信するのが専らのサービスであって、本件受講契約は、本件教材を主たる目的物とし、解説講

25

義又はその録画ビデオ視聴サービスがセットになって提供されることを目的とする契約であるから、本件教材がなければ、解説講義に意味はなく、逆に本件教材だけで理解できる受講生には解説講義は必要ないから、本件教材が本件受講契約の主目的であって、本件教材が貸与品であると理解するのは困難である。そして、貸与品であるならば、受講契約当初から貸与期間又は返還時期が定められているはずであるし、被告は、令和2年5月頃までの間、本件教材の返還を請求されることは一切なかったことなどからしても、本件教材は貸与品ではない。

(原告)

ア 被告の主張は、争う。

イ まず、被告の著作権法の消尽に関する主張は、本件教材を目的とする売買契約の存在を前提としているから、失当である。

すなわち、本件受講契約は役務提供契約であって、売買契約ではないから、本件教材の所有権が移転するはずがなく、本件受講契約を履行するために必要な限度で本件教材を貸し渡したものである。実際、原告は、受講生に送付した教材につき、一部の受講生に対して返還を求めている。受講生全員に対して返還を求めているのは、手元に置いておきたいとの要望があったことや、返還に当たっての費用負担が大きいことが理由である。そして、原告は、受講期間中に教材等を更新した場合には、旧来の教材と交換していることや、教材を送付する際には全ての教材にID番号を付していることから、教材は貸与されていることが分かる。また、原告は、その運営する本件予備校の受講生に試験を有利に進められるように知見を提供するものであるから、受講生のみが得られるはずの知見の漏洩を防止するために教材を貸与する必要があるのであって、教材を貸与する意思しか有しない。

したがって、本件教材の売買契約の存在を前提とする被告の主張は、失当である。

ウ なお、著作権法の消尽に関する規定は、著作物の流通過程における取引の安全を考慮したものであって、仮に著作物の譲渡があつたとしても、当事者間で譲渡禁止の定めをすることは、消尽の規定に反するとして無効とはならない。

5 エ そして、本件譲渡禁止条項は、原告が役務提供契約である受講契約に基づいて受講生らに貸与したテキスト等について、その所有権は原告に帰属するものであり、原告に無断で他に譲渡できないことを注意的に規定したものであるから、任意規定の適用による場合と比して消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものとはいえない。

10 また、本件譲渡禁止条項は、受講契約によって得られる情報の価値を毀損しないために必要なものであるし、転売をしないという簡単な不作為を消費者に対して求めるにとどまるものであって、消費者における負担はなく、不利益の程度は小さい上に、原告は受講生に対して十分な説明を行い、個別のセミナー等が開催される度に誓約書の差入れを求めて情報流出を防いでい

15 る。対して、本件予備校は、受講生のみが有利に ██████████ 試験を受験できるように収集してまとめた情報を、受講生に対して提供するのであるから、受講生が第三者に教材を譲渡できるとすれば、原告は本件予備校の運営を継続できない損害を受けるから、本件譲渡禁止条項は、原告にとって必須の特約である。

20 オ したがって、本件譲渡禁止条項は、消費者契約法10条に反しない。

(2) 争点(2) (本件譲渡禁止条項違反の有無) について

(原告)

25 ア 被告は、令和2年5月6日、本件教材を5つに分けてメルカリに出品し、その一部を氏名不詳の第三者に譲渡した。これは、本件譲渡禁止条項に違反する行為である。

イ 被告は、本件教材が原告から譲渡されたものであることを前提に、原告の

本件教材の著作権（譲渡権）は消尽しており、本件譲渡禁止条項違反がない旨を主張するが、本件教材は貸与したものであるから、本件教材の売買契約の存在を前提とする被告の主張は、失当である。

（被告）

5 ア 原告の主張は、争う。

イ 本件教材は、役務提供契約である本件受講契約における原告の役務提供義務に付随するものとして、被告が対価を支払って適法に取得した物品であるところ、著作権者である原告と被告との間で本件教材の譲渡が適法になされた以上、その著作権（譲渡権）は消尽し（著作権法26条の2第2項）、その
10 後の譲渡行為は、著作権（譲渡権）侵害にはならない。なお、消尽の規定は強行法規であるから、本件規約の定めによって消尽の効果は妨げられない。

ウ あるいは、本件譲渡禁止条項は消費者である被告の利益を一方的に害するから、本件譲渡禁止条項のうち「譲渡」は、受講生等が原告から譲渡された教材につき、「更に複製したもの（再複製物）を譲渡すること」など、新たな
15 著作権（複製権）侵害となり得る行為に限定して解釈されるべきである。

エ そうすると、本件譲渡は、本件譲渡禁止条項に該当しない。

(3) 争点(3)（本件違約金条項の有効性）について

（被告）

ア 消費者契約法違反

20 本件教材は、XXXXXXXXXXの過去問そのままを掲載したということに価値が存在するだけであり、その解答例に創作性はなく、解説も陳腐な内容にすぎないから、原告が主張するような価値を有しない。原告は、本件教材が第三者に譲渡（転売）されても何の損害も受けないにもかかわらず、本件違約金条項は、消費者である受講生の利益を一方的に害する不当な条項であるから、
25 消費者契約法10条により、無効である。

そして、本件違約金条項は、賠償額の予定であると推定されるが、賠償額

の予定は損害発生及びその数額の立証困難を回避することを目的とするから、実際の損害額（見込額）からかけ離れた賠償額の予定を定めることは法の趣旨に反するし、消費者契約法10条の趣旨からしても、許されない。

また、消費者契約法9条1号及び同条2号は、違法無効となる契約解除に伴う賠償額の予定の具体的基準として、当該契約と同種の契約解除によって事業者が生ずべき平均的な損害額を超える部分は無効としているところ、同条の趣旨は、本件受講契約にも妥当する。

の過去問集その他試験対策用テキストは、他社が安価で販売しており、誰でも手軽に入手可能であるから、本件教材の市場価値も1冊当たり数百円ないし数千円程度であると思われるし、本件予備校の受講料は総額30万円前後であるのに対して、本件違約金条項が定める違約金はあまりに高額であって、受講生の受けるべき利益と比較して不均衡であり、法外であるから、本件違約金条項は、消費者契約法9条の趣旨に反し、かつ同法10条違反に該当する。

イ 公序良俗違反

本件教材の市場価値は1冊当たり数百円ないし数千円程度であると思われるし、本件予備校の受講料は総額30万円前後であるのに対して、本件違約金条項が定める違約金はあまりに高額であって、受講生の受けるべき利益と比較して不均衡であり、法外であるから、本件違約金条項は、公序良俗違反としても無効である。

そして、原告が本件教材の出版に当たってその他第三者から著作物使用につき許諾を得ていないのであれば、原告自らが著作権侵害を犯していることになるにもかかわらず、本件規約違反を理由として受講生から法外な違約金を取ろうとする点でも、本件違約金条項は、公序良俗違反として無効である。

エ 時機に後れた攻撃防御方法ではないこと

原告は、本件譲渡禁止条項の有効性以外の被告の主張について、時機に後れているから、却下すべきと主張するが、「本件請求棄却のために必要な主張は以上に尽きる。」という被告の準備書面における記載を自らに都合よく曲解したものであるし、その被告の準備書面は訴訟開始早々に陳述されたものであって、被告の新たな主張及びそれに対する原告の反論が予定されていたのであるから、時機に後れた攻撃防御方法に該当しない。

(原告)

ア 被告の主張は、争う。

イ 消費者契約法違反について

被告は消費者契約法10条違反を主張するが、同条は、民法等の任意規定の適用による場合と比して消費者の利益を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを第1要件としているところ、違約金額については、比較のための法的な基準が存在せず、同条の適用の前提を欠くから、本件違約金条項が同条に反しないことは明らかである。

次に、被告は同法9条の趣旨に反する旨を主張するが、同条の趣旨は、損害賠償の予定等を定める条項の全てを無効とするのではなく、契約の解除に伴って生じる消費者の金員支払義務について、契約の解消にもかかわらず損害賠償金等を請求される場合を特に規定したものであり、契約の解消を想定しない場面に適用する余地はないから、本件には妥当しない。

また、本件は、原告が、被告に対し、教材の転売禁止について4回以上説明し、違約金を500万円と定める旨をも説明していたのであるし、被告は転売禁止に関する書面に署名したにもかかわらず、被告があえて契約違反を行っている事案であるから、消費者契約法の問題になりようがない。

ウ 公序良俗違反について

本件教材の価値は高く、原告に生じる損害は年間8800万円を超えるものであるし、 は とは異なる特殊なものであり、原告

が不断の努力をして獲得した貴重な情報の流出を防止しなければ、原告の事業は存続の危機に瀕することからすれば、500万円の違約金の定めが著しく不合理であるとはいえない。そして、原告は、被告に対し、教材の転売等が禁じられ、違約金の定めが設けられていることを説明していたのであるし、被告は、原告からの再三の注意を無視して、本件教材のIDを隠す細工を施すなどしてまで本件譲渡に至っている。

このような被告の行為態様も踏まえれば、本件違約金条項は、当事者にとって著しく過大であるということも、不当に過大であるということもできないから、公序良俗に反しない。

エ 時機に後れた攻撃防御方法であること

被告は、第2回口頭弁論期日において陳述した準備書面において、本件譲渡禁止条項が著作権法26条の2第2項に反して無効であると主張した上で、「本件請求棄却のために必要な主張は以上に尽きる」と述べ、本件譲渡禁止条項の有効性のみを争うことを明らかにしたにもかかわらず、第2回弁論準備手続において陳述した準備書面において、本件違約金条項が無効であるなどの新たな攻撃防御方法を提出した。これにより訴訟の完結時期が遅れることが認められるから、時機に後れた攻撃防御方法の提出であり、却下すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 前記「前提となる事実」、証拠（甲4ないし18、22、25、27、31ないし34、乙1）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件予備校は、[redacted] を目指す者が多く利用しており、[redacted] 試験合格者を多く輩出している（甲22、31、32）。

(2) 被告は、本件予備校における講座を受講した平成28年3月12日及び同年8月の2回にわたり、講座内容について他者に公開、漏洩等をしないことを約する誓約書に署名し、原告に提出した。この誓約書には、第三者が講座の内容

を使用した場合は、「法的手段により、内容を使用した会社または個人に対し、五百萬円の請求措置が取られますことを了承致します。」という記載もされていた。(甲33, 34)

5 (3) 被告は、令和2年5月1日、メルカりに、[REDACTED]の過去問の解答解説教材11冊をセットとして4万1800円で、[REDACTED]の解説付き受験対策教材3冊をセットとして9000円で、[REDACTED]の解説付き教材5冊をセットとして1万5000円で、「[REDACTED] [REDACTED] 過去問 [REDACTED]」と題する過去問の解答解説教材を4万1800円で、「[REDACTED] [REDACTED]」と題する問題集を3万円で出品した(甲4ないし8)。

10 (4) 被告は、令和2年5月1日、原告に対し、本件教材のメルカリへの出品につき謝罪するとともに、出品は既に停止したこと、他にも複数名が出品しているために問題ないと認識していたこと、出品停止以外に対応事項等があれば知らせてほしいことなどを記したメールを送信した(甲25)。

15 (5) 被告は、令和2年5月6日、メルカりに、[REDACTED]の過去問の解答解説教材11冊をセットとして3万9800円で、[REDACTED]の解説付き受験対策教材3冊をセットとして9000円で、[REDACTED]の解説付き教材5冊をセットとして1万5000円で、「[REDACTED] [REDACTED] 過去問 [REDACTED]」と題する過去問の解答解説教材を3万9800円で、「[REDACTED] [REDACTED]」と題された問題集を3万円で再度出品した(甲9ないし1
20 3)。

(6) 原告の代表取締役[REDACTED]は、令和2年5月21日、被告に対して電話をかけ、被告が「[REDACTED]」の名でメルカりに本件教材を出品していることを確認したところ、被告は、出品を否定した(甲27)。

25 (7) 被告は、令和2年5月22日、メルカりに、出品者名を「[REDACTED]」に変更した上で、[REDACTED]の過去問の解答解説教材11冊をセットとして3万9800円で、[REDACTED]の解説付き受験対策教材3冊をセットとして

9000円で、 と題された問題集を3万円
で三度目の出品をした（甲15ないし18）。

(8) 原告は、本件予備校において受講生に配布する教材にID番号を付しており、
本件教材にもID番号が記載されていた。

5 被告は、本件教材をメルカリに出品する際、本件教材に記載されたID番号
部分に付箋を貼って、ID番号が見えないように撮影した写真を出品サイトに
掲載した。（甲4ないし18）

(9) 原告は、令和元年12月1日、本件規約を改訂し、「当社は、受講者に対し
て、シリアル番号で受講者毎に個別に管理された教材を貸与します。教材の所
10 有権は当社にあり、受講者は、善良なる管理者の注意をもって使用しなければ
なりません。」という条項を追加した（乙1）。

2 争点(1) (本件譲渡禁止条項の有効性) について

(1) まず、被告は、本件教材が原告から譲渡されたことを前提として、本件教材
の著作権が消尽しているから、本件教材の譲渡行為は、著作権（譲渡権）侵害
15 にはならないと主張するから、本件教材は被告に対して譲渡されたのか、又は
貸与されたのかにつき検討する。

この点、本件予備校においては、受講生に配布する教材にID番号を付して
おり、本件教材にもID番号が付されているところ（前記認定事実1(8)）、原告
が受講生に対して教材を譲渡するのであれば、かかるID番号を付す必要がな
20 いから、ID番号を付している事実は、本件教材が貸与されているものである
ことを強く推認させるといえる。そして、原告は、令和元年12月1日、教材
は貸与するものであり、その所有権は原告にあることを明記した規定を本件規
約に追加する改訂を行ったが（前記認定事実1(9)）、この改訂の前から教材に
ID番号が付されていたことも併せ考えれば、この本件規約の改訂は、教材は
25 貸与するものであることを明確にするために行われたものであって、この改訂
によって教材の譲渡から貸与に取扱いが変更されたものではないと認められ

る。

したがって、本件教材は、原告から被告に貸与されたものと認めるのが相当である。

これに対し、被告は、本件教材が貸与されたものであれば、貸与期間の定めがあるはずであるとか、被告に対して返還を求めなかったのは不合理であるなどと主張する。しかしながら、教材を使用する講座が終了した後も、本件予備校の他の講座を受講し、XXXXXXXXXXの受験対策を行っている受講生が一定数いることが考え得ることからすれば、全受講生に対して講座終了時に必ず返還させる運用にしていなかったなど貸与期間を明示していなかったとしても、何ら不合理ではないから、被告の上記主張は、採用できない。

(2) そうすると、本件教材が被告に譲渡されたことを前提とする著作権の消尽に係る被告の主張は、その前提を欠き、採用できない。

(3) 次に、被告は、本件教材が譲渡されても原告の営業上の利益が害されるわけではないから、譲渡の禁止には合理性がなく、被告が本来的に有する本件教材を自由に処分（譲渡）する権利を不当に制限する旨を主張する。

しかしながら、先述のとおり、本件教材は貸与されたものであるから、被告が本件教材を自由に処分する権利を本来的に有するとはいえない上に、被告は、XXXXXXXXXX試験に合格するために本件受講契約を締結し、本件教材の貸与を受けたのであるから、本件教材を第三者に売却できないことによって何らかの利益が害されるとはいいい難い。

これに対し、本件教材の内容を見ることによって、原告が本件予備校において行っている講座等の内容を推して知ることができるのであるから、本件教材が第三者に対して譲渡されれば、受講生ではない第三者に原告のノウハウが流出するというべきであって、本件予備校の受講生の減少にもつながり得るといえる。そうすると、本件教材の譲渡によって原告の営業上の利益が害されるといえる。

したがって、教材が譲渡等されることによって原告の営業上の利益が害されないように本件譲渡禁止条項を設けることに合理性がないとはいえず、被告の上記主張は、採用できない。

(4) 以上のとおり、本件譲渡禁止条項が消費者契約法10条に違反して無効である旨の被告の主張は、採用できない。

3 争点(2) (本件譲渡禁止条項違反の有無) について

(1) 前記「前提となる事実」(6)のとおり、被告は、令和2年5月6日、本件教材をメルカリに出品し、本件譲渡に至っているところ、これは、本件譲渡禁止条項において禁止されている教材の譲渡に該当するから、被告は、本件譲渡禁止条項に違反していると認められる。

(2) これに対し、被告は、本件教材の著作権(譲渡権)は消尽し、その後の被告による譲渡行為は著作権(譲渡権)侵害にならない旨を主張する。しかしながら、この主張は、本件教材が被告に対して譲渡されていることを前提としているが、先述のとおり、本件教材は貸与されたものと認められるから、被告の主張はその前提を欠き、採用できない。

(3) また、被告は、本件譲渡禁止条項は消費者である被告の利益を一方的に害するから、本件譲渡禁止条項の「譲渡」は、教材を「更に複製したもの(再複製物)を譲渡すること」などと限定して解釈すべきであると主張する。しかしながら、本件教材が本件予備校の許諾を得ないで譲渡されれば、先述のとおり、受講生ではない第三者に原告のノウハウが流出するというべきであって、本件予備校の受講生の減少にもつながり、原告の利益を害するのに対し、被告は本件譲渡禁止条項によって何らかの利益を害されるとはいいい難いのであるから、本件譲渡禁止条項が被告の利益を一端的に害するとは認められない。

そうすると、本件譲渡禁止条項の「譲渡」を被告が主張するように限定して解釈するのは相当とはいえないから、被告の上記主張は、採用できない。

(4) したがって、被告は、本件譲渡禁止条項に違反したと認められる。

4 争点(3) (本件違約金条項の有効性) について

(1) 時機に後れた攻撃防御方法であるか否かについて

原告は、本件違約金条項の有効性に関する被告の主張が時機に後れた攻撃防御方法であると主張する。

この点、たしかに、被告は、第2回口頭弁論で陳述した令和3年2月8日付け準備書面(1)において、本件教材の著作権(譲渡権)は消尽しているから、本件譲渡禁止条項は無効であるなどと主張を展開した後、「本件請求棄却のために必要な主張は以上に尽きる。」と主張したことは、当裁判所に顕著である。

しかしながら、第1回口頭弁論期日において陳述が擬制された答弁書には、請求の趣旨に対する答弁が記載されているほかは、請求の原因に対する認否及び反論は追って行う旨が記載されている(当裁判所に顕著な事実)にすぎず、第2回口頭弁論期日において、被告の準備書面(1)が陳述されたことによって、被告の主張の一部が明らかとなり、審理が本格的に始まったところであったことからすれば、「本件請求棄却のために必要な主張は以上に尽きる。」との記載は、被告は、著作権の消尽を主張するのみであっても、原告の請求は棄却されるはずであると主張しているだけであって、その他の主張は一切しないことまで明示したとは解されない。

また、原告は被告の準備書面(1)に対する反論を令和3年2月22日付け第1準備書面で行い、それに対して、被告は、令和3年4月14日付け準備書面(2)において著作権の消尽以外の主張を追加したのであるが、審理の初期段階での主張の追加であるから、訴訟の完結を遅延させることになるとはいいい難い。

したがって、被告の主張は時機に後れたものとは認められず、原告の上記却下申立てには、理由がない。

(2) 消費者契約法違反について

ア 被告は、教材が第三者に譲渡(転売)されることによって、原告は損害を

受けないにもかかわらず、本件違約金条項は、消費者である受講生の利益を一方的に害する不当な条項であるから、消費者契約法10条により、無効である旨を主張する。

しかしながら、本件予備校において講座を受講するにあたって貸与された教材は、受講生にとって、XXXXXXXXXX試験に合格するための勉強に利用するためのものであり、売却等をするために入手するものではないから、その教材を第三者に対して売却等ができなかったとしても、受講生に特段の不利益はないというべきである。これに対し、原告は、先述のとおり、教材が第三者に譲渡されれば、営業上の利益を害されると認められる。

そうすると、本件違約金条項は、受講生の利益を一方的に害する不当な条項とはいえないから、消費者契約法10条によって無効とは認められず、被告の上記主張は、採用できない。

イ 次に、被告は、本件違約金条項が定める違約金はあまりに高額であって、受講生の受けるべき利益と比較して不均衡であり、法外であるから、本件違約金条項は消費者契約法9条1号及び同条2号の趣旨に反して無効であると主張する。

しかしながら、消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額又は違約金額についての定めであり、そして、同条2号は、遅延損害金についての定めであって、本件のように教材を第三者に売却等をした場合とは場面を異にするから、同条の趣旨に反することを理由として、本件違約金条項が無効であるとは認められない。

したがって、被告の上記主張も、採用できない。

(3) 公序良俗違反について

被告は、本件教材の市場価値や本件予備校の受講料に比して、本件違約金条項が定める違約金はあまりに高額であって、受講生の受けるべき利益と比較して不均衡であるから、本件違約金条項は、公序良俗に違反して無効であると主

張する。

そこで、検討するに、まず、前記「前提となる事実」(3)イのとおり、本件違約金条項は、「禁止事項及び罰則について」という見出しが付けられた本件規約第8項に定められている上に、本件譲渡禁止条項に違反した場合には、「当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受ける。加えて、民事上の措置（損害賠償等）・刑事上の措置（著作権法）を取る。」と定めており、「違約金」に加えて損害賠償請求を別途行うと

5

していることからすれば、本件違約金条項は、損害賠償の予定額を定めたのではなく、違約罰を定めたものと解するのが相当である。

そして、本件譲渡禁止条項を設けるだけでは、受講生による教材の売却等の防止の実効性に欠けることからすれば、受講生による教材の売却等を防止するために、本件違約金条項を設ける必要性が認められ、かつ、その目的は不当とはいえない上に、受講生との関係において不公平ともいえない。したがって、本件違約金条項の全てが公序良俗に反するとして無効になるとは認められない。

10

15

しかしながら、本件違約金条項の目的が受講生による教材の売却等を防止し、原告が営業上の損害を被らないようにするという点にあるのであれば、かかる目的を達成するために必要な限度を超えた違約金を設定すると、受講生の負う負担と比して不均衡となるから、必要な限度を超えた違約金の範囲については、公序良俗に反して無効と認めるのが相当である。

20

そこで、次に、本件違約金条項が定める違約金が、必要な限度を超えた額であるか否かについて検討する。

まず、被告が本件受講契約に基づき支払った受講料は、26万8030円（税込。1万円の割引後の額）であること（前記「前提となる事実」(2)）、被告は、令和2年5月1日にメルカリに本件教材を出品した際には、合計13万7600円

25

0円で出品していること（前記認定事実1(3)）、被告は、同月6日にメルカリに

本件教材を出品した際には、合計13万3600円で出品していること（前記前提事実1(5)）、原告は、本件提訴前、被告に対し、本件譲渡に関する示談金として80万円を提示しており（前記「前提となる事実」(9)）、提訴前であれば、本件譲渡によって原告が負った損害は、80万円で補填できると考えていたことが推認できることからすれば、本件違約金条項で定められた500万円という違約金額は、高額に過ぎるといふべきであって、被告に対して500万円の違約金を支払わせることは公序良俗に反するといえる。

他方で、被告は、本件講座とは別の講座を本件予備校において受講した際に、講座の内容を他者に漏洩等をする、500万円が請求される旨が記載された誓約書に署名していること（前記認定事実1(2)）、被告は、本件教材をメルカリに出品することが本件規約に違反することを警告されても、再び出品し、原告から出品の事実の有無を確認されても否認した上で、更には出品者名を変えてまで出品したこと（前記「前提となる事実」(5)ないし(8)）からすれば、被告は、500万円という違約金を示されても、本件教材の売却を思いとどまることはなく、執拗に売却を試みていたといえること、被告は、令和2年5月1日にメルカリに本件教材を出品した際に本件規約違反である旨の指摘があった時点で、出品を繰り返さなければ、本件のような問題は生じなかったのであって、被告にとって本件譲渡禁止条項を遵守することは容易であったのに対し、原告は、本件訴えを提起するに当たり、委任した弁護士に対して支払う報酬額を含め相当の費用を要したこと（弁論の全趣旨）も、考慮する必要がある。

そこで、上記事情その他本件に現れた全ての事情を総合考慮すれば、本件違約金条項は、100万円の限度で有効と認めるのが相当である。

(4) 以上のとおり、原告は、被告に対し、100万円の違約金の支払を請求できる。

なお、原告は、遅延損害金につき、平成29年法律第45号による削除前の商法514条に基づき、年6分の商事法定利率で請求しているが、本件の違約

金支払請求権は、原告が請求をした時（訴状送達日の翌日である令和2年11月6日）から遅滞に陥るから、平成29年法律第45号による削除前の商法514条は適用されず、遅延損害金は年3分となる。

第4 結論

5 よって、原告の請求は、一部理由があるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第[]部

裁判官

(別紙)

本件教材目録

██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊
██████████	過去問	1冊

(平成28年5月に追加発送)

██████████	過去問	1冊
------------	-----	----

(平成28年5月に追加発送)

██████████		2冊
------------	--	----

[Redacted]

2冊

[Redacted]

1冊

[Redacted]

5冊

[Redacted]

3冊

[Redacted]

1冊

[Redacted]

3冊

[Redacted] 予想問題

1冊

(平成28年6月に追加発送)

[Redacted]

1冊

以上

これは正本である。

令和4年 [REDACTED] 日

東京地方裁判所民事第 [REDACTED] 部

裁判所書記官 [REDACTED]